

ケアハウスあかいわ

生活の安定と豊かなシニアライフを応援します

施設の概要

設置主体 / 社会福祉法人 赤磐中央福祉会 (理事長 岩藤知義)

所在地 / 赤磐市日古木 3 3 - 3

居室数 / 20 部屋 (全個室)

居室面積 / A (24, 54 m²) 和室 4 部屋 B (22, 52 m²) 洋室 16 部屋

トイレ・ミニキッチン・電磁調理器・洗面ユニット・クローゼット・エアコン

熱感知器・スプリンクラー・ナースコールを設置しています

協力医療機関 / 岩藤胃腸科外科歯科クリニック・赤磐医師会病院

入居対象者

60 歳以上の方で、自分で身の回りのことが出来る方

ホームヘルパー等の援助があれば自立した生活が出来る方

伝染性疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方

利用料・その他必要経費を負担できる方

サービス内容

食事の提供 : 栄養士が高齢者の健康維持や嗜好を考慮して献立を作り、3 食提供します。

入浴 : 準天然温泉 (トゴール鉱石) で入浴できます。

相談・助言 : 健康面や生活上の悩みについて助言や協力・ご支援をします。

緊急時の対応 : 緊急時には速やかに協力病院等に連絡して対応します。

外出・外泊は自由に出来ます。

利用料金 (月額)

1) 生活費 (食費・その他)

43,700 円 (11 月~3 月のみ冬季加算が 1,930 円あります。)

2) サービスの提供に要する費用

10,000 円~別紙参照

3) 居住に要する費用

30,000 円

4) その他の費用

* 居室内で使用された水道・電気料金は、個人の使用量に応じて自己負担となります。

* 一時的疾病時など夜間休日介護が発生した時、30 分毎に 1,000 円必要となります。

* 洗濯機使用料 1 回 200 円、乾燥機使用料 1 回 100 円が自己負担となります。

* ケアハウスにて薬の預かりを希望される場合、月毎に 1,000 円必要となります。

別 表

軽費老人ホーム ケアハウスあかいわ 利用者階層別料金表

[単位：円] 平成27年4月より

対象収入による階層区分		利 用 料 金				計
		区分	生活費	居住に要する費用	サービス提供に要する費用	
1	1,500,000円以下	月額	43,700	30,000	10,000	83,700
2	1,500,001円～1,600,000円	〃	43,700	30,000	13,000	86,700
3	1,600,001円～1,700,000円	〃	43,700	30,000	16,000	89,700
4	1,700,001円～1,800,000円	〃	43,700	30,000	19,000	92,700
5	1,800,001円～1,900,000円	〃	43,700	30,000	22,100	95,800
6	1,900,001円～2,000,000円	〃	43,700	30,000	25,100	98,800
7	2,000,001円～2,100,000円	〃	43,700	30,000	30,100	103,800
8	2,100,001円～2,200,000円	〃	43,700	30,000	35,100	108,800
9	2,200,001円～2,300,000円	〃	43,700	30,000	40,200	113,900
10	2,300,001円～2,400,000円	〃	43,700	30,000	45,200	118,900
11	2,400,001円～2,500,000円	〃	43,700	30,000	50,200	123,900
12	2,500,001円～2,600,000円	〃	43,700	30,000	57,200	130,900
13	2,600,001円～2,700,000円	〃	43,700	30,000	64,300	138,000
14	2,700,001円～2,800,000円	〃	43,700	30,000	71,300	145,000
15	2,800,001円～2,900,000円	〃	43,700	30,000	78,300	152,000
16	2,900,001円～3,000,000円	〃	43,700	30,000	85,400	159,100
17	3,000,001円～3,100,000円	〃	43,700	30,000	92,400	166,100
18	3,100,001円以上	〃	43,700	30,000	129,500	203,200
11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額1,930円を生活費に加算します。						
但し、岡山県軽費老人ホーム設置運営要領等の改正に伴い変更を致します。						

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの『サービス提供に要する費用徴収額』（月額）は前項表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの『サービス提供に要する費用徴収額』については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

注4 月の途中で入退居した場合は、日割り計算とします。

但し、退去に当たって、30日前までに退去届が出されていない場合は、原則として30日に達する日までの利用料金（居住に要する費用・サービス提供に要する費用）を請求します。

注5 入所中、病気等で入院した場合、居住に要する費用及びサービス提供に要する費用は継続して支払い、生活費についてはその月の日割り計算とします。